

お取引先各位

2020年5月15日
東海エレクトロニクス株式会社

緊急事態宣言解除に伴う対応に関するお知らせ

このたび、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および感染拡大で生活に影響を受けている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症拡大に対し日本政府が緊急事態宣言を発出したことを受けて在宅勤務を基本とした対策を行ってまいりましたが、今回、一部の地域を除いて緊急事態宣言が解除されたことから、5月18日（月）より、当社の対応を次のとおりに変更いたします。引続いて感染拡大抑止のため、慎重な対応を図ってまいります。

〈体制〉

- ・ 緊急事態宣言が解除された地域の拠点（本社、名古屋支店、小牧支店、刈谷支店、松本支店、三島支店）における在宅勤務の体制を見直いたします。
 - （1） 本社、名古屋支店、小牧支店、刈谷支店においては、在宅勤務体制は維持いたしますが、必要に応じて出勤する従業員の人数を増やしてまいります。通常の出勤体制への変更については今後状況を見据えて検討してまいります。
 - （2） 松本支店、三島支店は、在宅勤務を取止め、通常どおりの出勤体制に戻してまいります。
- ・ 緊急事態宣言が継続される地域の拠点（東京支店、大阪支店、熊谷支店）においては、引続き原則在宅勤務の体制を維持します。但し、5月21日（木）に再度見直しを行うことを検討してまいります。
- ・ なお、引き続き、社外の方との会議や打ち合せなどについては、安全に注意し、日程調整、もしくは、代替手段（メール・電話・リモート会議）による実施にて対応させていただきます。
- ・ また、緊急性の高い場合で、お客さまよりご要請がある場合には、勤務体制にかかわらず、感染防止策、及び社員の安全が確保されることを確認して対応いたします。

お客さま・お取引先の皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけすることになりますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上